

平成28年度事業報告

平成28年度は、平成29年4月1日から本格的に施行となる社会福祉法改正に伴う社会福祉法人制度改革に向けた準備を重点的に行いました。また、法改正の一部は平成28年4月1日に施行されましたので、その対応を図りました。

具体的には、国の示す定款例に基づき、新たに平成29年4月1日を施行日とする定款の変更を行い、平成29年1月6日に所轄庁である新座市の認可を頂きました。また、同じく平成29年4月1日からの新役員体制の一環として、評議員選任・解任委員会を設け、新評議員の選出を行いました。評議員会は、制度改革により新たに法人の議決機関として位置付けられることとなり、その役割と責任がより一層明確になり、任期も4年とこれまでより2年長くなりました。なお、新役員体制における理事及び監事の選出は、平成29年度の最初の定時評議員会で選任されることとなります。この制度改革に向け、法人の内外から関係する皆様の多大なるご協力を賜りました。改めて頂いたご協力に感謝申し上げます。

さて、平成28年度は中期経営計画(第2次)の初年度に当たりますことから、経営計画に掲げられた基本方針に基づき、その取組に着手いたしました。その主な取組状況については、各拠点の総括及び事業報告に示したとおりであります。

また、市役所第三庁舎の取壊しの決定に伴い、にいざ生活支援センターの移転問題が新たに発生しました。移転先が野火止二丁目地内の中原・本多集会所隣接地となり、施設規模等の調整を行い、現在、平成29年10月頃の移転を予定し、施設の整備が進められております。

次に各拠点の総括をいたします。

本部は、昨年度に引き続き、法人の運営する各種事業に係る国保連への請求事務、補助金申請業務及び前年度事業報告、現況報告書の所轄庁への提出及び公表等を行いました。また、6回の理事会、5回の評議員会を開催し、定款及び諸規程の制定及び改正、予算・決算等の重要事項について審議され、それぞれ議決を頂いております。中期経営計画に関しましては、研修体系の確立、職員処遇改善への取組及び非常災害対策計画の策定について取り組みました。

まず、一点目の研修体系の確立ですが、本事業については、中期経営計画の基本方針Ⅲ「法人組織の強化」の4「職員の育成及び職場環境の向上」の(1)に掲げた事業で、職員に必要な研修を体系的に組み立て、計画的な職員育成に努めるこ

ととしておりましたので、「人材育成に係る方策（研修計画）」を新たに策定いたしました。今後はこの基本方針に基づき、年度毎に研修計画を立て、年度末にその評価を行うこととなります。

二点目の職員処遇改善への取組ですが、前述の中期経営計画のⅢの４の(2)に掲げ、手当の見直しや職員処遇改善加算の活用の可能性などを検討することとしており、理事会における協議・検討を経て、当法人では平成29年度から、当該加算を活用し、処遇改善を図ることといたしました。加算の算定においては、諸要件を充たす必要がありますことから、平成28年度は規程の整備などの準備を進めました。

三点目の非常災害対策計画の策定ですが、平成28年8月に岩手県の高齢者福祉施設で発生した水害による事故が契機となり、全ての社会福祉施設に水害・土砂災害に特化した非常災害対策計画の策定が義務付けられました。これを受けての策定ではありましたが、中期経営計画のⅢの3「業務の効率化」の(3)「BCP（事業継続計画）の策定」と関連いたしますので、新たに策定したこの非常災害対策計画と、水害・土砂災害以外のリスクへの対応について記載している危機管理マニュアルとの統合を視野に入れ、平成29年度中のBCP（事業継続計画）の策定へとつなげたいと考えております。

次に、福祉工房さわらびは、平成28年度の施設の利用率が就労移行支援事業では66%（平成27年度62%）、就労継続支援事業B型では75%（平成27年度74%）となりました。

就労移行支援事業では、年間を通じて、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供しました。また、市障がい者就労支援センターと連携して、職場定着支援を行いました。

就労継続支援事業B型では、それぞれの利用者が力を発揮し、自己実現を図ることに資するため、生産活動その他の活動の機会を提供しました。平成28年度は特に、市から重錘バンドの製作依頼のお仕事を頂き、その後、市内各高齢者相談支援センター等からの受注につながりました。一方、中期経営計画で掲げている事業のうち、自主製品等の販売施設の整備事業については、市と協議いたしました。福祉センターの将来の方向性との関係で、継続検討課題となりました。また、そのほかとしては、新たに家族懇談会の開催、昼食サービスの他施設への拡大に取り組みました。

福祉工房さわらび相談支援室としては、主に福祉工房さわらびを利用される

方のサービス等計画作成支援を実施しました。

福祉工房楓は、地域活動支援センターⅢ型として、創作的活動や生産的活動の機会を提供する基礎的事業のほか、更なる自立した日常生活が営めるよう生活訓練、作業訓練等の機能強化事業を実施しました。また、平成28年度は中期経営計画にも挙げている利用者への送迎サービスの充実を図り、ルートを5つに拡大し、回数を増やすなど、複数の利用者の異なるニーズに対応できるよう努めました。

併設する福祉工房楓相談支援室では、福祉工房さわらびの利用者や福祉工房楓を利用された後、就労系サービスの事業所へステップアップされる方、ホームヘルパーの利用を希望される方にサービス等計画作成支援を実施しました。

にいざ生活支援センターは、地域活動支援センターⅠ型として、創作的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業、相談支援の基礎的事業と医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等事業の機能強化事業を実施しました。中期経営計画に掲げました当事者及び家族を対象とした集いの実施の一つとして、新たに当事者を対象とした幻聴・妄想の集いを実施しました。今後も、家族を対象とした集いも含め、充実したい考えであります。また、平日の夜間にボランティアの皆さんの協力を得て実施している電話傾聴サービスは、利用件数が前年度に比べ更に増加し、年間904件（平成27年度674件）となりました。また、「埼玉県のいのちの電話」の内藤武氏を講師に迎え、電話傾聴員研修を実施しました。

新座市から受託している障がい者相談支援事業では、受託契約に基づき、情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助や社会資源を活用するための支援など全部で6つの業務を行い、平成28年度は延べ4,441件（平成27年度2,685件）の相談が寄せられ、相談内容に応じて適切な対応が図れるよう努めました。また、同事業の権利擁護のための必要な支援の一環で、障害者虐待防止法に関する研修として「アンガーマネジメント」をテーマにした研修を開催したほか、成年後見制度に関する研修、権利擁護に関する講演会等を開催いたしました。

併設するにいざ生活支援センター相談支援室では、特定相談支援事業（計画相談支援）、一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）を実施しています。計画相談支援については、実績がサービス等利用支援については新規が59件（平成27年度65件）、更新が185件（平成27年度150件）、継続サービス利

用支援（モニタリング）が144件（平成27年度199件）となりました。

地域移行支援については、受給者証の発行や病院側から退院支援の依頼を受けたタイミング等の都合から、利用実績はありませんでしたが、随時、退院後の地域生活に向け、必要な支援を行いました。

地域定着支援については、10名（平成27年度7名）の方が利用され、それぞれの利用者の状況に応じて、生活環境の整備と日中活動の場の確保のための支援を行いました。また、当該事業では、常時の連絡体制（夜間・深夜は専用の携帯電話）と緊急事態等に対応する体制を確保しており、平成27年度まで緊急電話の利用はほとんどありませんでしたが、平成28年度は69件、合計896分の時間外の電話対応を行いました。